

## ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税は、都道府県税として納付され、その7割がゴルフ場の所在市町村にゴルフ場利用税交付金として交付されている。ゴルフ場特有の行政需要に対応するために必要であり、特に、過疎地域や中山間地域といった財政力が脆弱な市町村にとっては貴重な財源となっている。

ゴルフ場利用者の多くは、ゴルフ場所在市町村の区域外から来訪していることや全国の約半数のゴルフ場利用税の税額が600円以下となっていることから、担税力のあるゴルフ場利用者から費用負担を求める仕組みは極めて合理的である。

現在、ゴルフ人口の裾野の拡大及び生涯スポーツの実現に十分な配慮を行う観点から、18歳未満の年少者や70歳以上の高齢者及び障がい者、教育活動などは非課税の措置が取られている。しかし、これ以上、非課税措置が拡充された場合には、特に過疎地域や中山間地域にとっては、ゴルフ場特有の財政需要への対応が非常に困難となってくる。

よって、国においては、ゴルフ場利用税がゴルフ場所在市町村にとって重要な財源であることを改めて認識し、令和2年度税制改正では現行制度を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月23日

新潟県佐渡市議会議長 猪股文彦